

井原市農業委員会委員及び井原市農地利用最適化推進委員募集要項

	農業委員	農地利用最適化推進委員																		
1 募集人数	16名 (区域なし)	10名 (区域ごとの定数)																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域名</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">区域の詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">井原 第1地区</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>井原町、七日市町、 上出部町、 下出部町、笠賀町、 高屋町、大江町、 上稻木町、 下稻木町、岩倉町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">井原 第2地区</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>木之子町、門田町、 西方町、東江原町、 神代町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">井原 第3地区</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>野上町、北山町、 青野町、稗原町、 西江原町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芳井地区</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td>芳井町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美星地区</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>美星町</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	定数	区域の詳細	井原 第1地区	2	井原町、七日市町、 上出部町、 下出部町、笠賀町、 高屋町、大江町、 上稻木町、 下稻木町、岩倉町	井原 第2地区	1	木之子町、門田町、 西方町、東江原町、 神代町	井原 第3地区	2	野上町、北山町、 青野町、稗原町、 西江原町	芳井地区	2	芳井町	美星地区	3	美星町
区域名	定数	区域の詳細																		
井原 第1地区	2	井原町、七日市町、 上出部町、 下出部町、笠賀町、 高屋町、大江町、 上稻木町、 下稻木町、岩倉町																		
井原 第2地区	1	木之子町、門田町、 西方町、東江原町、 神代町																		
井原 第3地区	2	野上町、北山町、 青野町、稗原町、 西江原町																		
芳井地区	2	芳井町																		
美星地区	3	美星町																		
2 対象者	次のいずれにも該当する者 (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し その職務を適切に行うことができる者 (2) 任命する日において、市内に住所を有する者 (3) 任命する日において、市の職員（一般職の職員）ではない者	次のいずれにも該当する者 (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し その職務を適切に行うことができる者 (2) 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者 (3) 選任予定日において、市内に住所を有する者																		
3 資格要件	次のいずれかに該当する者は委員となることができません。 (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者																			

4 推荐及び応募方法	<p>指定の用紙に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、井原市農業委員会事務局まで提出してください。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。</p> <p>(1) 推荐及び応募様式</p> <table border="0"> <tr> <td>農業者等（個人）が推薦する場合</td><td>様式第1号</td></tr> <tr> <td>法人又は団体が推薦する場合</td><td>様式第2号</td></tr> <tr> <td>応募する場合</td><td>様式第3号</td></tr> </table> <p>(2) 様式の入手方法</p> <p>市役所農林課と各支所の窓口に備えるほか、市ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>(3) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦及び応募することもできますが、両委員を兼ねることはできません。</p> <p>*持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。</p>		農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号	法人又は団体が推薦する場合	様式第2号	応募する場合	様式第3号
農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号							
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号							
応募する場合	様式第3号							
5 受付期間	<p>令和8年1月23日（金）から令和8年2月24日（火）まで【必着】</p> <p>*書類の提出期間は延長する場合があります。この場合は、受付最終日以降に井原市のホームページにより公表します。</p>							
6 選考方法	井原市農業委員会の委員候補者選考委員会において、提出された書類をもとに審査し、その審査結果をもって選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）	井原市農業委員会において、提出された書類をもとに選考し、その選考結果をもって決定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）						
7 選考結果	<p>選考結果は、推薦した者（代表者）、推薦を受けた者及び応募した者全員に6月下旬頃文書で通知します。</p> <p>井原市農業委員会の委員に任命された者は、氏名、住所を井原市ホームページ等で公表します。</p>	<p>選考結果は、推薦した者（代表者）、推薦を受けた者及び応募した者全員に7月中旬頃文書で通知します。</p> <p>農地利用最適化推進委員に委嘱された者は、氏名、住所を井原市ホームページ等で公表します。</p>						
8 委員の任期	<p>令和8年7月20日から 令和11年7月19日まで</p>	<p>農業委員会が委嘱した日から 令和11年7月19日まで</p>						
9 身分	井原市の特別職の非常勤職員							
10 職務内容	<p>農地の権利移動や転用に係る許認可業務及び扱い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入促進等の業務に伴う現地での調査、指導及び監視業務等</p>							

	及び監視業務等	
1 1 委員報酬	(月額) 会長 42,000円 会長代理 37,500円 委員 32,500円	(月額) 委員 32,500円
	(能率給) 予算の範囲内で市長が定める額	
1 2 推薦及び応募書類提出先 並びに問合せ先	〒715-8601 井原市井原町311番地1 井原市役所農林課内 井原市農業委員会事務局 (電話: 0866-62-9522)	
1 3 その他	<p>受付期間の中間及び終了後に、井原市のホームページで、提出のあった推薦及び応募書類をもとに次の内容を公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 推薦する者が個人の場合は、氏名、職業、年齢及び性別 (2) 推薦する者が法人又は団体の場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件 (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況 (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別 (5) 推薦又は応募の理由 (6) 推薦する者が推薦を受ける者を井原市農業委員会の農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が井原市農業委員会の農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別 (7) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者等の数 (8) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者等の数 	